

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条第1項中「には、所要事項を記入のうえ、管理者公印の印影を印刷することができる」を「を作成するときは、公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることがある」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交付の代替)

第5条 前3条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、人事異動通知書に記載すべき事項を記載した文書の掲示その他の適当な方法により当該事項を職員に通知する措置を講じることをもって人事異動通知書の交付に代えることがある。

- (1) 職員を昇任させ、又は任命換えする場合
- (2) 職員を配置換えし、又は職名の変更をする場合
- (3) 職員の併任、兼職、職務代理を命じ、又は解く場合
- (4) その他管理者が人事異動通知書を交付する必要がないと認める場合

第2条を第3条とし、第1条各号列記以外の部分中「別に定める場合を除き、次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に、「職員」を「職員」に改め、「交付する」の右に「ものとする」を加え、同条第1号中「採用し」の右に「(地方公務員法第28条の4又は第28条の5の規定により採用する場合を除く。)」を加え、「昇任若しくは降任し」を「昇任し若しくは降任させ」に、「任命換えした」を「任命換えする」に改め、同条第2号中「変更をした」を「変更をする」に改め、同条第3号中「解いた」を「解く」に改め、同条第4号中「命じた」を「命じる」に改め、同条第5号中「又は」を「若しくは」に、「許可を取り消した」を「その許可を取り消す場合又は専従休職からの復職を命じる」に改め、同条第6号中「承認した」を「承認する」に改め、同条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号中「昇格又は降格させた」を「昇格し又は降格させる」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「承認する場合、育児休業

の」を「承認し、育児休業の」に、「承認する場合、育児休業を」を「承認し、若しくは育児休業を」に、「した職員が勤務に復帰した」を「取り消し、若しくは育児休業中の職員を職務に復帰させる」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号中「承認する場合、配偶者同行休業」を「承認し、若しくは配偶者同行休業」に、「取り消す」を「取り消し、若しくは配偶者同行休業中の職員を職務に復帰させる」に改め、同号を同条第12号とし、同条第14号中「異動を行った」を「定年退職を通知し、又は勤務延長等を行う」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号中「採用若しくは更新又は任期が満了した」を「採用し、若しくは任期を更新し、又は任期が満了する」に改め、同号を同条第14号とし、同条第16号中「解いた」を「解く」に改め、同号を同条第15号とし、同条第17号中「その他」の右に「管理者が」を加え、「を適当と認めた」を「が適当であると認める」に改め、同号を同条第16号とし、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規程は、人事異動通知書の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)